

4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
		設定 移転			
5 資金調達についての計画					
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要					
7 その他参考となるべき事項	<p>下記につき、確実に実行することを約します。(口内にレ点を記載)</p> <p><input type="checkbox"/> 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者(建設業者が複数の場合を含む。次項同じ)と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内(おおむね3か月以内)に建築請負契約を締結します。</p> <p><input type="checkbox"/> 農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、前項の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約を解除します。</p> <p><input type="checkbox"/> <※令和 年 月>までに、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に、自ら住宅を建設します。 ※については記載前に下記の記載要領8を確認の上、記載してください。</p>				

(記載要領)

- 1 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
 - 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。
 - 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
 - 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
 - 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
 - 6 「<令和 年 月>までに、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設します。」について、< >に記載する期限については、申請者様の自らの判断で記載する期限を記入頂いて構いません。ただし、今後、許可・不許可の判断等にあたり、期限の設定に疑義が生じた場合は、改めて宇城市農業委員会から確認や追加資料の提出を求めることがあります。また、当申請を許可した場合、<令和 年 月>までに、記載した期限をそのまま許可条件とする方向です。許可条件に違反した場合は、農地転用違反案件として取扱い、農地法第51条の措置などが適用されることもありますので、ご注意ください。
- 【大規模災害等、やむを得ない事情が原因で、許可条件にある期限を守ることが難しくなった場合は、宇城市農業委員会へ連絡し、今後の指導を仰いでください。】